

## 社会福祉法人めぐみ福祉会評議員及び非常勤役員の費用弁償及び旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福祉会（以下「福祉会」という。）の評議員及び非常勤役員が福祉会の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めるものである。

### (用語の意義及び規程の適用)

第2条 この規程で、「日額費用弁償」とは、福祉会の理事会及び評議員会に出席するための旅費及び日当をいう。

2 この規程は、福祉会の職員を兼務する理事に対しては適用しない。

### (日額費用弁償等の額)

第3条 評議員及び非常勤役員が福祉会の理事会及び評議員会に出席した場合には、1日につき3,000円の日額費用弁償を支給する。

2 前項の規定は、理事長に対しては適用しない。ただし、福祉会で業務を行うために出勤する交通費の実費を支給するものとし、その額は月の定額とし、別表のとおりとする。

### (支給方法)

第4条 前条の日額費用弁償は、当日に現金で支給する。

2 前条第2項の交通費は、当月分を毎月26日に支給する。ただし、その日が休日に当たる場合は、直前の平日に支給する。

### (出張旅費)

第5条 評議員及び非常勤役員が福祉会の業務のため出張する場合は、交通費及び宿泊料の実費のほか日当として1日につき3,000円を旅費として支給することができる。

### (改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 附則

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

2 役員及び評議員の旅費日当等に関する規程は、平成29年12月31日をもって廃止する。

別表（規程第3条第2項の額）

通勤距離数	月額	備考
片道 2 km以上 5 k m未満	1,000 円	福社会給与規程に定める通勤手当の額 2,000 円
片道 5 km以上 10 k m未満	2,000 円	” 4,100 円
片道 10 km以上 15 k m未満	2,500 円	” 5,000 円
片道 15 km以上 20 k m未満	3,500 円	” 7,000 円
片道 20 km以上 25 k m未満	4,500 円	” 9,000 円
片道 25 km以上 30 k m未満	5,500 円	” 11,000 円

積算根拠) 1月に10日間程度、自家用車で通勤するものとして積算。月額は、福社会給与規程に定める通勤手当の半額を基本とする。